

実特法(日本版CRS)に基づく届出書の提出について

平成29年1月1日より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(実特法)」に基づき、口座開設等対象となるお取引を行う際にお客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」の提出が必要となります。

国内の金融機関等は、特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります(※)。

※日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

【届出書の提出を要する場合の概要】

平成29年1月1日以後、 口座開設等をする場合	平成28年12月31日以前に 既に口座開設等をしている場合
新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。	既に口座開設等をしている場合でも、確認のため金融機関から氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(任意届出書)の提出を求められる場合があります。

(注)・居住地国が外国の場合、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

・これらの届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、下記の期限までに届出書(異動届出書)の提出が必要となります。

(個人) 居住地国の異動日から3ヶ月経過日

(法人・団体) 居住地国の異動日の属する年の12月31日または異動日から3ヶ月経過日のいずれか遅い日

・届出書をご提出いただけない場合等、お手続きにご協力いただけない場合は、お取引をお断りすることがあります。

【居住地国に関する一般的な考え方】

居住地国	居住地国に関する考え方	
	(個人)	(法人・団体)
日本	滞在期間1年以上(就業目的での予定を含む)の国内居住者	日本に本店、または主要な事業所がある法人・団体
外国	当該国の居住者(滞在期間の条件等は国により異なる)	当該国法に基づいて設立、もしくは当該国で経営・管理されている法人・団体

【届出書の種類】

届出書	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に金融機関等に新規に口座開設等を行うお客さま(※1)	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	・氏名、住所および生年月日または名称および本店もしくは主たる事務所の所在地 ・居住地国名及び居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号(※2) ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

※1 平成28年12月31日以前に金融機関等と口座開設等のお取引を行ったお客さまも任意で「任意届出書」を提出することが可能です。

※2 居住地国が日本であるお客さまも、居住地国名として「日本」と記載が必要となります(その場合、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です)。